

令和5年7月14日

利用団体責任者 様

千葉県立君津亀山青少年自然の家
所長 庄司 達哉
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の廃止について

日頃より千葉県立君津亀山青少年自然の家の運営にご尽力いただき、感謝申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症に対する国の感染症法上の位置付けの変更により、令和5年3月13日付け改定「新型コロナウイルス感染拡大防止対策について(お願い)」による取り扱いは5月8日以降廃止することといたしました。

なお、感染症全般への感染拡大防止の観点から、以下の対策については当面の間、引き続き行ってまいります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の廃止

- 利用日以前の健康状態の把握を求めることや活動場所毎の人数制限はありません。
- マスクの着用は個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねます。
- 施設滞在中の検温や施設、備品等の消毒は、団体引率者の判断にて実施してください。

2. 引き続き実施する感染症全般の感染拡大防止対策

【食堂利用時】

- おかずの盛り付けは厨房職員が行います。
- 団体内で配膳係を設け、ご飯・味噌汁の盛り付けと配膳を行ってください。衛生上配膳係はマスクを着用し、三角巾、エプロン等を準備してください。
- 配膳係は私語を控えるようにご指導をお願いします。

以上